

# 平生町教育大綱

令和3年3月

平生町



平生町ではイタリアをテーマとした  
まちづくりを推進しています

## 平生町民憲章

わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい  
自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづく  
りを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ  
美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り  
健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心を持ち  
温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた  
豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て  
伸びゆくまちをつくります

## 平生町教育大綱の策定にあたって

近年、少子高齢化や人口減少社会の到来とともに、急速な技術革新、グローバル化の進展に加え、新型コロナウイルス感染拡大により「働き方の未来」の到来が前倒しされたとの指摘も見られるなど、社会は激しく変化し、家庭環境や教育環境も大きく変化しています。また、周囲には様々な多くの情報があふれかえり、これからの社会変化を予測することは非常に困難な状況にあるといわれています。

そのような中であって、子どもたちが、自主性と豊かな心や社会性のある自立した人として成長するためには、「確かな学力」に加えて、社会生活において必要な能力である「社会性の醸成」が不可欠です。

また、人生 100 年時代といわれる中であって、生涯を通じて学び活躍できる環境の整備が求められているとともに、平生町の芸術や歴史文化、地域資源を、未来に継承していくことも重要です。

平生町では、このたび、将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」を展望する「第五次平生町総合計画」を策定し、教育分野では、基本目標を「『ひと』が輝くまちづくり〔子育て・教育〕」として、8つの施策を位置づけました。この総合計画に基づいて、大綱においては、本町の教育振興について大きな柱を示し、町の将来像に向けた方向性を明らかにするようになっています。

平生の子どもたち（ひらおっ子）は、これからの平生の発展を担う未来の宝です。教育委員会と目標を共有し、ひらおっ子の成長を支援し、教育環境づくりをしっかりと進めてまいります。家庭、地域、学校、行政などの連携・協働によって、「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」のまちづくりを一緒に進めてまいりましょう。

終わりに、策定にあたり様々な貴重な意見や提言等をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

平生町長 浅本邦裕

## 目 次

### 第1章 大綱の策定について

- 1 大綱の策定の背景と趣旨 . . . . 1
- 2 位置づけ . . . . 2

### 第2章 平生町が進める教育について

- 1 概念図 . . . . 3
- 2 まちづくりのテーマとめざす姿 . . . . 4
  - (1) 平生町のまちづくりのテーマ（将来像） . . . . 4
  - (2) 学校教育と社会教育によってめざす「基本理念」 . . . . 4
  - (3) 子どもたちと地域の「めざす姿」 . . . . 5
- 3 4つの教育振興の柱と基本的な方針 . . . . 6

### 参 考

- 1 第五次平生町総合計画に見る教育に係る関連事項 . . . . 8

## 第1章 大綱の策定について

### 1 大綱策定の背景と趣旨

「平生町教育大綱」では、町長が定める本町の教育の理念や目標、施策の基本的な方針を示しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）第1条の3の規定により、町長は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本方針等を参酌した上で、その地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。この「平生町教育大綱」の策定にあたっては、地方教育行政法第1条の4第1項に定める、町長と教育委員会で構成する平生町総合教育会議において協議し策定しました。

本大綱に基づき、町長と教育委員会が連携を強化して、本町の教育行政を総合的に推進してまいります。

本大綱の対象期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

#### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため総合教育会議を設けるものとする。

1 教育を行うための諸条件の整備その他の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

2 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

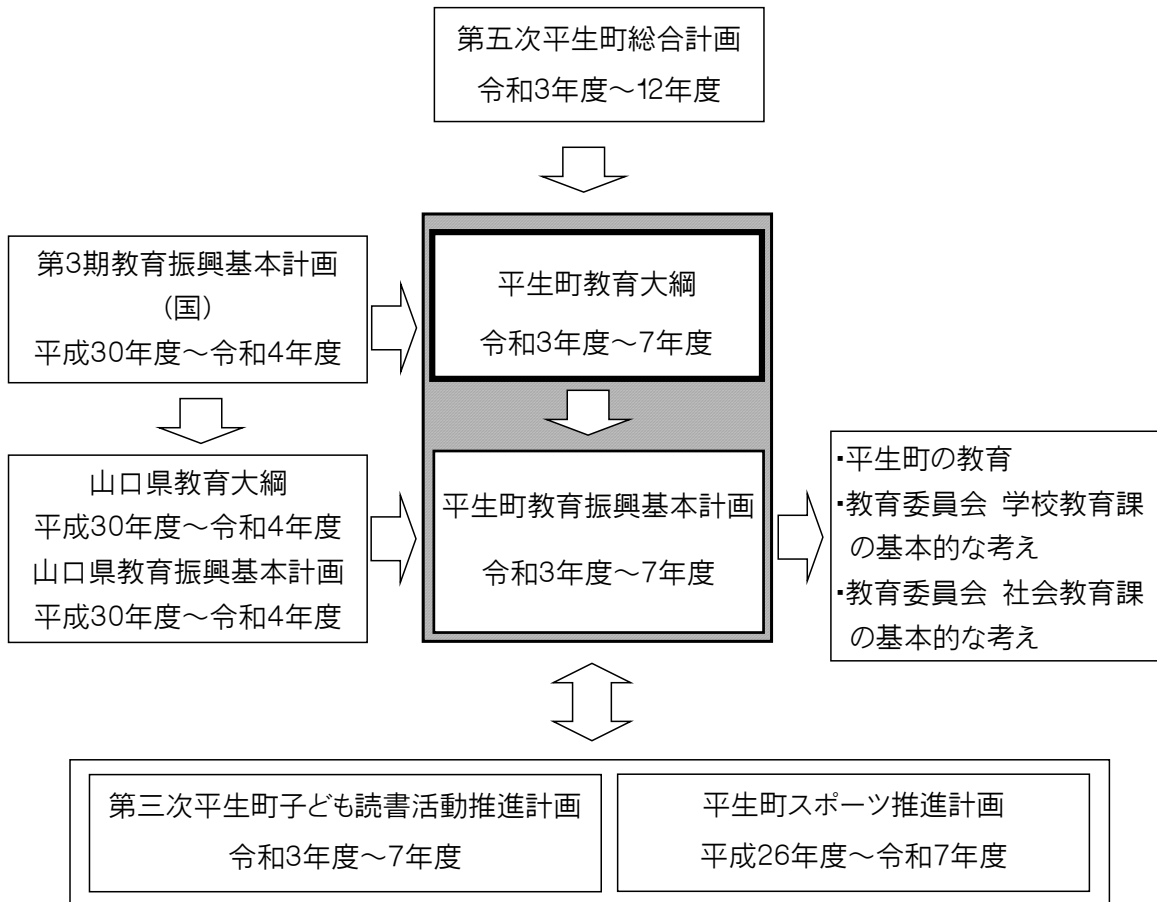
○ 教育基本法（抜粋）  
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

## 2 位置づけ

本大綱は、国の第3期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、本町の最上位計画である第5次平生町総合計画を勘案し、本町教育の基本理念、基本目標等、進むべき施策の方向性を示します。また、「平生町教育振興基本計画」の中核をなすものです。



## 第2章 平生町が進める教育について

### 1 概念図

#### 将来像

自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

#### 基本理念

高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、豊かな人間性を育み、ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人づくり

#### めざす姿

##### ● 子どもたち

自分に対する信頼を高め、「がんばり」  
(自学・自立)と「優しさ」(協働・思いや  
り)を発揮する子どもたち

##### ● 地域

主体的な参加と連携・協働により、「充  
実した人生づくり」と「きずなづくり」  
を進める人々

#### 4つの教育振興の柱と基本的な方針

- 1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成**  
カリキュラム・マネジメントの充実  
資質・能力の3つの柱を重視し、個人の成長を期する学びの実現
- 2 子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくりの推進**  
次代を見つめたきめ細かな指導体制・環境づくり  
安心・安全な幼稚園・小・中学校の構築
- 3 まち（地域）ぐるみの教育の推進**  
地域との協働による地域と共にある学校づくり  
家庭・地域の教育力の向上
- 4 生涯を通じて学ぶ環境づくりの推進**  
生涯学習・生涯スポーツの推進  
教育施設、文化財の活用の促進

#### 4つの教育振興の柱を支える「平生町のまちづくり基本目標」(教育関係)

##### 基本目標

#### 「ひと」が輝くまちづくり【子育て・教育】(未来につなぐまちづくり(協働))

〔未来を拓くまい「ひらおっ子」の育つまち〕

- 1 知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成
- 2 子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくり
- 3 人権教育の推進
- 4 地域で支える子育て環境づくりの推進

〔生きがいに満ちたまち〕

- 5 生涯学習と文化活動の推進
- 6 生涯スポーツの推進と地域スポーツの振興
- 7 読書活動の推進
- 8 社会教育施設や文化財等を活用した社会教育の充実

## 2 平生町の将来像とめざす姿

### (1) 将来像

自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

#### ◇ 自然豊かな…

平生町の強みである、豊かな「自然」を守り、自然災害に対応しながら、自然と共生していくまちの姿を表しています。

#### ◇ 活気あふれる…

町内外の交流が活発で、働く場があり、いろいろな人が集まることで、にぎわいのあるまちの姿を表しています。

#### ◇ 幸せのまち…

町民一人ひとりが、生涯にわたって活躍し、安心して快適に暮らす中で、幸せを実感できるまちの姿を表しています。

### (2) 学校教育と社会教育によってめざす「基本理念」

まちの将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」に向けて、「将来、平生(日本・世界)で暮らす人々の幸せや在り方をしっかりと考えることのできる(人々と共に考え実践できる)人材の育成」のために、次の「基本理念」の実現をめざします。

高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、豊かな人間性を育み、ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人づくり

#### ◇ 高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦する人

大きく変化することが予想されるこれからの社会において、一人ひとりの願いや思いを志に高め、確かな学力を基盤とした広い視野を持って、希望を持ちつつ、未知なるものへ進んで挑戦する態度や困難を乗り越える態度、新しいものを取り入れようとする態度を身に付けている。

#### ◇ 学校・家庭・地域の連携・協働の中で育まれた豊かな人間性を備えた人

様々な人々とのつながりや支え合いが求められるこれからの社会において、他者を思いやり、共感したり、感謝したりする心を有するとともに、学校という場を核とした様々な人々と協働する活動等を通して、自分に対する信頼を高め、主体的に行動するなど、豊かな人間性や自主の精神に富んでいる。

#### ◇ ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人

少子高齢化や過疎化が進行している中であって、自分を育ててきたふるさととの自然や人、伝統、文化を大切にしたい気持ちを持ち続けるとともに、ふるさとや自分の住む地域のコミュニティづくりなど、人とのつながりを広げ、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与している。



### (3) 子どもたちと地域の「めざす姿」

#### 子どもたち

自分に対する信頼を高め、「がんばり」（自学・自立）と「優しさ」（協働・思いやり）を発揮する子ども

「がんばり」を発揮して分かることやできることを一つひとつ増やしていくことを通して、自学・自立の力を高め、「I（私）」を伸ばします。また、「優しさ」を発揮して人とのつながりを広げ、協働や思いやりなど社会性を醸成し、「We（私たち）」を広げます。この「がんばり」と「優しさ」の発揮が、将来のなりたい自分につながり、将来を生きていく力になります。

「がんばり」と「優しさ」の発揮の起点は、「人のことを大切にして聴く」ことです。「人のことを大切にして聴く」ために、普段の学習や会話の中で、「アイコンタクト」「スマイル」「クリアボイス」\*の3点を重視します。この3点を常に意識した生活を通して将来を生きていく力の育成をめざします。

- \* 「アイコンタクト」：相手の顔や目を見て心を込めて伝えること
- 「スマイル」：笑顔で相手の言いたいことを素直に受け入れること
- 「クリアボイス」：場に応じた声の大きさと言葉の明確に、伝えたい相手に分かりやすく話すこと

#### 地域

主体的な参加と連携・協働により、「充実した人生づくり」と「きずなづくり」を進める人々

社会の変化を受けて、これまで以上に「住民参加による地域づくり」が求められています。また、人生100年時代の到来にあっては、将来に渡った「個人の成長」と「相互のつながりの形成」がますます重要になってきています。

地域住民自らが、地域で行われる様々な行事や講座、スポーツや文化団体の活動、ふるさとの文化芸術活動などに、主体的に参加し、他の人々と連携・協働を進めることは、「充実した人生づくり」の「I（私）」が育つと同時に、「きずなづくり」「地域づくり」の「We（私たち）」が広がります。

しかしながら、少子高齢化、人口減少と関連した大きな課題もあることから、地域の方々や多くの団体の方々と共に考え、連携と支援を重視した取組を進めることを通して、「地域の中に居場所があるという肯定感」を育み、個々の「人づくり」や相互の「つながりづくり」、そして「地域づくり」へとつなげていくことをめざします。

### 3 4つの教育振興の柱と基本的な方針

「①知・徳・体の調和のとれた子どもの『生きる力』の育成」「②子どもの『生きる力』を育む質の高い教育環境づくりの推進」「③まち（地域）ぐるみの教育の推進」「④生涯を通じて学ぶ環境づくりの推進」の4つ教育振興の柱と基本方針のもとに施策を体系化し、施策の確実な実施を通して、「教育理念」や「めざす姿」の実現をめざします。

#### 1 知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成

**基本方針 1-1** カリキュラム・マネジメントの充実

**基本方針 1-2** 資質・能力の3つの柱を重視し、個人の成長を期する  
学びの実現

幼児期から、小学校、中学校へ至る学びの連続性を重視した取組を進めます。

また、各学校の学校教育目標を踏まえた教育課程の不断の見直し（カリキュラム・マネジメント）を、教育課程の地域との共有、連携・協働の中で進めます。

確かな学力の育成にあたっては、「主体的・対話的で深い学び」及び、その学びを促進させるICTの活用の視点による授業を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的で協働的に学習に取り組む態度を育成します。加えて理数教育に力を入れ、算数・数学の基礎力ではどこにも負けない平生町立学校をめざします。更に外国語教育においても、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成の強化を図ります。

人権教育や道徳教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した読書活動や様々な体験活動、スポーツの関心・理解の促進や健康教育、食育等を通じて、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、健やかな体を育成します。また、いじめや不登校等の未然防止、早期解決に向けた取組を強化します。

#### 2 子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくりの推進

**基本方針 2-1** 次代を見つめたきめ細かな指導体制・環境づくり

**基本方針 2-2** 安心・安全な園・小・中学校の構築

誰もが相互に人格と個性を尊重しあう学校、個のニーズに応じた教育と一人も残さない教育をめざして、補助教員や学校支援員の配置によるきめ細かな指導に努めます。

また、子どもたち個々の学力の把握に努めると共に、「個別最適化された学び」や「子どもの力を最大限引き出す学び」の実現をめざして、学校のICT環境等

の整備を進め、全ての子どもたちの学びの生産性の向上を進めるとともに、「働き方改革」と「学習指導要領」を両輪とした実施をめざし、「働き方改革」を学習指導要領に示す「質の高い授業の提供」の具現化に結びつけることに努めます。

青少年育成センターや家庭・地域との連携、学校施設の整備等による学校安全対策の構築を進めるとともに、子どもたちの健全育成に係る教育相談体制や特別支援教育に係る個別支援体制の強化を図ります。

### 3 まち（地域）ぐるみの教育の推進

**基本方針 3-1** 地域との協働による地域と共にある学校づくり

**基本方針 3-2** 家庭・地域の教育力の向上

コミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組を充実させることを通して、地域と共にある学校づくり（子どもたちの豊かな学びと健やかな成長）と地域の活性化の双方をめざします。

特に、学校が地域の方々にとっての「集いの場」「学びの場」となり、日常的に多くの地域の方々が様々に子どもたちに関わっていく学校の姿をめざして、取組を進めます。

また、地域における切れ目のないきめ細かな家庭教育支援（学校や家庭、行政機関等と連携し、家庭教育や子育てをサポートする）の体制の構築を図り、その充実をめざします。

### 4 生涯を通じて学ぶ環境づくりの推進

**基本方針 4-1** 生涯学習・生涯スポーツの推進

**基本方針 4-2** 教育施設、文化財の活用の促進

個人の成長と地域づくりの広がりをめざし、生涯学習・生涯スポーツの推進を図ります。また、現代的な課題や学習ニーズ等による学習機会の提供に努めることで、「つながりづくり」に焦点を当てた社会教育・社会体育の充実を図ります。

生涯学習や情報センターの拠点としての図書館、歴史民俗資料館、阿多田交流館等の整備・充実を進めるとともに、文化財と周辺環境の一体としての保護や、祭り・伝統行事の継承、文化行事等の充実等に取り組むことを通して、郷土への「愛着や誇り」の実感に結びつけます。

また、社会変化を受けて、住民参画による地域づくりが求められている中、地域振興課と連携して、各コミュニティ協議会からの質問や要請に係る支援体制の強化に取り組むことを通して、住民の主体的な参加と、より多くの主体との連携・協働をめざすとともに、少子高齢化等による課題を踏まえた生涯学習等の在り方について検討を進めます。

## 参 考

### 1 第五次平生町総合計画に見る教育に係る関連事項

(4つの教育振興の柱を支える「平生町のまちづくり基本目標と施策」)

#### 基本目標

生涯活躍のまちづくり 【子育て・教育】 未来につなぐまちづくり【協働】

「幸せのまち」を創るには、一人ひとりの個性を存分に生かしていくことが大切です。自分らしさを発揮し挑戦できる「まち」づくりにより、「『ひと』が輝くまち」をめざします。

そのためには、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりを図ります。また、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、高い志と広い視野を持って可能性に挑戦するとともに、豊かな人間性を育み、ふるさと平生を愛して行動できる「ひとづくり」に取り組みます。

あわせて、人権の尊重や男女共同参画の意識を高めるとともに、地域活動に自律的に取り組むことのできる環境を整えることにより、一人ひとりの強みが活かされ、生涯にわたって活躍できる場づくりに取り組みます。

#### 〔 ● 未来を拓くたくましい「ひらおっ子」の育つまち 〕

次代を担う子どもたちが「生きる力」を育み、明るく健やかに育つために、次の4点の施策に取り組むことを通して、未来を拓くたくましい「ひらおっ子」の育つまちづくりを進めます。

##### 【施策1】 知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成

学びの連続性を重視した未来を担う人材の育成  
豊かな心と健やかな身体の育成  
主体的・対話的で深い学びの実現  
グローバルに活躍する力の育成  
生徒指導上の諸問題への取組の充実  
幼児期の取組の充実

##### 【施策2】 子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくり

個に徹した教育をめざす取組の充実  
個のニーズに応じた教育の推進  
学校における働き方改革の推進  
学校安全の推進

**【施策3】 人権教育の推進**

地域における学習機会の充実  
地域住民に対する啓発活動  
相談体制の充実や支援  
学校における学習環境づくり  
学校教職員の人権に関する研修の充実

**【施策4】 地域で支える子育て環境づくりの推進**

コミュニティ・スクール活動の支援  
青少年健全育成支援  
地域と協働した特色ある学校づくりの推進  
地域との連携強化  
家庭教育支援の充実

**〔 ● 生きがいに満ちたまち 〕**

一人ひとりが、生涯を通じて生きがいを持ち、元気で心豊かに活躍することができるように、次の4点の施策に取り組むことを通して、**生きがいに満ちたまちづくり**を進めます。

**【施策5】 生涯学習と文化活動の推進**

社会教育団体等の育成支援  
文化芸術の鑑賞・学習機会の充実  
伝統文化の継承

**【施策6】 生涯スポーツの推進と地域スポーツの振興**

学校と地域が協力・融合した部活動の推進  
生涯スポーツの推進  
スポーツ活動を支える人材の育成と活動支援  
スポーツによるまちづくりの推進

**【施策7】 読書活動の推進**

学校における読書活動の推進  
町立図書館や家庭と連携した子どもの読書活動の推進  
町立図書館の利用促進

**【施策8】 社会教育施設や文化財等を活用した社会教育の充実**

文化財の保護と活用  
施設及び環境の充実と有効利用